

秋田県子ども・子育て支援知事表彰要綱

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援条例（平成18年秋田県条例第72号。以下「条例」という。）第20条の規定により、子ども・子育て支援に関し積極的な活動を行っている団体を表彰し、広く周知を図ることにより、子どもが健やかに生まれ、育成される社会づくりを促進する。

(対象)

第2条 表彰の対象は、条例第19条第1項の規定により、子ども・子育て支援活動計画（以下「活動計画」という。）を知事に提出し、積極的な活動を行っている団体とする。

(表彰基準)

第3条 表彰の対象となる団体を選考する基準は、別表のとおりとする。

(推薦)

第4条 市町村長又は県地域振興局福祉環境部長は、活動計画の提出のあった団体のうち、表彰基準に相応しいと認められるものを推薦することができる。

(選考)

第5条 知事は、前条の規定により推薦のあった団体の中から選考により被表彰者を決定する。

2 前項の選考に関して必要な事項を審査するため、選考委員会を設置するものとし、その運営に必要な事項は別に定める。

(表彰の方法)

第6条 知事は、表彰団体に対し、表彰状等を授与するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、条例第15条第2項に定める子ども・子育て支援月間の8月に行う。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(広報)

第8条 知事は、表彰団体の名称及び実績について、ホームページ等により広く県民に周知を図るものとする。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課において所掌する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月18日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成22年5月14日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、既に知事への推薦又は応募に係る手続きを行っているときは、改正前の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

別表

表 彰 基 準

知事に子ども・子育て支援活動計画を提出し、次のいずれかに該当し、特に優れた取組を行っているもの。

- (1) 活動内容が、地域の子ども・子育て支援に貢献していると認められること。
- (2) 活動内容が、先駆的で、他団体の活動のモデルとなると認められること。